

条件付一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6並びに山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という）第18条の規定により公告する。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年12月23日

山形市上下水道事業管理者
伊藤 浩之

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名 見崎浄水場中央監視制御装置機能増設工事

(2) 工事場所 山形市見崎川原地内ほか

(3) 工事の概要

松原浄水場中央監視制御装置更新工事に伴い、見崎浄水場の中央監視制御装置の機能増設を行うものである。併せて、見崎浄水場と南山形配水場間の遠方監視制御装置を更新し、動作確認試験を行うものである。

・中央監視制御装置機能増設 1式
・遠方監視制御装置更新 1式

(4) 工期

令和10年3月16日まで

(5) 予定価格

195,868,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

2 入札書の受付期間、開札日時及び開札場所

(1) 入札書の受付期間 令和8年2月6日（金）午前8時30分から
令和8年2月9日（月）正午まで

(2) 開札日時 令和8年2月10日（火）午前10時00分

(3) 開札場所 山形市上下水道部 3階 301会議室

3 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 山形市契約規則第 25 条第 2 項の規定に基づき、令和 7・8 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 東北 6 県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における主たる営業所又は営業所を有していること。
- (4) 山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成 17 年山形市水道事業管理規程第 14 号）第 4 条の規定に基づき、電気工事について A 等級に格付されていること。
- (5) 電気工事業において建設業法第 3 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 令和 7・8 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿において、工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程第 3 条第 1 項に規定する総合点数が、電気工事について 1,400 点以上であること。
- (7) 平成 22 年 4 月 1 日以降において、地方公共団体が発注した上水道施設に係る 1 億円以上の中央監視制御装置の改修又は更新工事を元請け又は共同企業体の代表構成員として完成させ、引き渡した実績を有すること。
- (8) 本件工事について、建設業法に基づく専任の監理技術者（電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）又は主任技術者を配置できることとともに、常駐の現場代理人を配置できること。なお、現場代理人と監理技術者又は主任技術者は兼務することができるものとする。但し、常駐の現場代理人の配置については、山形市上下水道部で定める現場代理人の常駐義務緩和を認める条件に該当する場合はその限りでない。
- (9) 入札参加資格の確認日（参加資格確認申請書の受付期間の末日）から本件入札の執行日までの間に山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 本件入札時点において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の命令を受けていないこと及びそのおそれがないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (12) 山形市建設工事請負契約款第 49 条第 1 項第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (13) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。
- (14) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成 22 年 10 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき電子入札システム（規則第 17 条第 3 号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は運用基準第 6 条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。

4 入札参加資格確認申請書等の受付期間、受付時間及び受付場所

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次に掲げる期間内に、次に掲げる受付場所へ提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請の手続を行うものとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 23 日（火）から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から正午までと、午後 1 時から午後 5 時まで（最終日は正午まで）

(3) 受付場所

山形市南石関27番地 山形市上下水道施設管理センター内

山形市上下水道部総務課 契約係 電話023(645)1177 内線224番

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の用紙は、山形市上下水道部のホームページに掲載するほか、上記受付場所において配付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する

(2) 契約保証金

規則第7条の規定に基づく山形市建設工事請負契約約款第4条に規定する保証（保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額とする。）を付すこと。

6 その他

(1) 本件工事の入札については、山形市上下水道部最低制限価格制度の対象とする。

(2) 本工事の入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について管理者の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札参加承諾願」を入札書の受付開始日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の正午まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。

(3) 本件工事は、山形市上下水道部建設工事週休2日確保工事実施要領（令和6年4月1日施行）に基づく月単位の週休2日を確保する発注者指定型の対象工事であり、予定価格の算定に当たり月単位週休2日の現場閉所率による経費の補正を行っている。

その他必要な事項は、特記仕様書に記載する。

(4) 詳細については、別紙「入札説明書」による。なお、別紙は、山形市上下水道部のホームページに掲載するほか、上記受付場所において保管するものとする。

(5) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日までの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については山形市上下水道部のホームページに掲載する様式に準じて作成すること。

7 問い合わせ先

上記受付場所とする。